

No.17	調査課題名：諸外国における食品事故及びその対応等に関する調査					
調査目的	<p>食品安全委員会では、「食品による緊急事態への対応の在り方」を検討しているところであり、その検討において、諸外国で発生している食品の危害事例が日本で発生した際にどのような対応を採るかをシミュレーションすることは非常に有用であると考えます。そこで、本調査では、食品安全委員会における「食品による緊急事態への対応の在り方」の検討に資するため、諸外国における食品事故、その対応状況等に関する情報を収集し、分析・整理することとする。</p>					
その他	進捗状況 (<input type="checkbox"/> で表示)	契約手続き準備中 ・ 企画競争公告中 ・ 調査実施中 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 調査終了				
	公告日	H18. 12. 15	契約締結日	H19. 1. 25	履行期限	H19. 3. 30
	調査実施機関	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社				
	契約金額	12,606,825円				
	仕様書 (調査内容の詳細)	別紙のとおり				
	その他参考資料	企画提案書様式 (Word)				

別紙

諸外国における食品事故及びその対応等に関する調査 仕様書

1. 調査の背景と目的

食品の摂取を通じて、国民の生命又は健康に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対応は、地震や台風のような災害とは異なり、被害の原因となっている事象が判明していない状況においても、被害拡大の防止及び原因究明などの適切かつ迅速なリスク管理措置により、健康被害を最小限に抑える対策を講じることが必要となる。

食品安全委員会では、「食品による緊急事態への対応の在り方」を検討しているところであり、その検討において、諸外国で発生している食品の危害事例が日本で発生した際にどのような対応を採るかをシミュレーションすることは非常に有用であると考ええる。

そこで、本調査では、食品安全委員会における「食品による緊急事態への対応の在り方」の検討に資するため、諸外国における食品事故、その対応状況等に関する情報を収集し、分析・整理することとする。

2. 調査内容等

1) 調査内容

食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項（平成 16 年 1 月 16 日閣議決定）の別表（「食品健康影響評価の対象となる危害要因等の例」）に示されている危害要因に関する事故・事件事例について、以下の調査を実施する。

- ① 被害者数が 50 名以上の食品による被害事例（発生年月日、原因施設、原因食品、病因物質、患者数、死亡者数、講じられたリスク管理措置）に関する情報を収集し、国別及び危害要因別に分析・整理し、データベースを作成する。
- ② ①で得られた事例のうち、被害者数が 300 人以上の事例及び被害が複数地域で発生している事例については、当該事例の情報伝達方法（発表時期、発表内容及び発表手法）に関する情報を収集、整理し、これらの手法の当該事例に関する被害拡大の防止及び原因究明への効果を分析する。

2) 調査対象機関

- ① 国際機関（世界保健機関、国連食糧農業機関、欧州委員会等）
- ② 各国政府機関等（米国、カナダ、オランダ、イギリス、韓国、中国、オーストラリア、ニュージーランド）

3) 調査対象期間

過去 20 年間

3. 調査方法

- 1) 各国政府機関のホームページ及び文献データベースを通じた文献収集する。
- 2) 収集した情報を分析・整理のための参考とするため、国内有識者へのヒアリングを実施する。

4. 報告書の作成

調査項目について情報を体系的に整理・分析し、報告書を作成する。

なお、報告書の構成、分量等については、事前に事務局担当官の了解を得ることとする。

5. その他

(1) 業務の実施に当たっては事前に事務局担当官と連絡を密に取ることとし、作業の実施に当たって疑義が生じた場合には、事務局担当の指示に従うこと。

(2) 本業務により知り得た成果については、許可なく第三者に譲渡してはならない。

(3) 外国語の資料を入手した場合には、必要なものについて日本語に翻訳あるいは抄録等を作成する。

(4) この調査を実施するに当たり、調査期間中に食品に係る緊急な危害情報を入手した場合は、速やかに食品安全委員会事務局へ通報すること。

(5) 本調査の期間中及び終了時において、内閣府食品安全委員会事務局担当官が必要と認めた場合は、当該調査について説明を行うものとする。

(6) 本業務により生じた著作権（著作権法第27条及び第28条に定められた権利を含む）は、全て内閣府に帰属する。

6 成果物

履行期限までに、調査報告書を作成し、印刷物50部及び電子媒体20部を提出すること。

7 作業期間

契約日～平成19年3月30日（金）

8 履行期限

平成19年3月30日（金）